令和９年度　児童育成料の減免について

児童育成料は、収入の状況やきょうだいが同時に入所する等の理由により、減免になる場合があります。以下を参考に、該当する場合は減免申請を行ってください。

１．収入による減免

保護者（父母及び同一世帯の祖父母）の収入が少なく、市町村民税が基準を満たす場合、児童育成料が減免となります。

放課後ルームを利用する月	市町村民税を確認する年度
令和9年度 **4月から8月** までの児童育成料	**令和8年度市町村民税**をご確認ください。 以下の①～③のいずれかに該当する場合、減免となります。 ※住宅取得控除などの税額控除を受けている方は、控除前の税額で確認してください。
令和9年度 **9月から3月** までの児童育成料	**令和9年度市町村民税**をご確認ください。 以下の①～③のいずれかに該当する場合、減免となります。 ※令和9年度市町村民税は、令和9年6月中旬頃各市町村より通知されます。通知前で税額が確認できない場合は、令和8年度の税額を参考に**見込みでご申請ください。** ※住宅取得控除などの税額控除を受けている方は、控除前の税額で確認してください。

※保護者（父母及び同一世帯の祖父母）全員が条件を満たす必要があります。

減免基準	減免後の児童育成料 （通常利用）	減免後の児童育成料 （ショート利用）
① 市町村民税が所得割 10,000 円未満の世帯	6,000 円	4,000 円
② 市町村民税が均等割のみの世帯	4,000 円	3,000 円
③ 市町村民税が非課税の世帯	2,000 円	2,000 円

必要提出書類

（1）令和8年1月1日時点、令和9年1月1日時点のいずれも、船橋市内に住民登録がある方

・船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書

※課税台帳の閲覧に同意されない場合は、市民税の課税証明書または非課税証明書（令和8年度、令和9年度）の提出が必要となります。

（2）令和8年1月1日時点、令和9年1月1日時点のいずれか一方、または両方について、船橋市以外に住民登録がある方

① 船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書

② 令和8年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の
令和８年度の「課税証明書」または「非課税証明書」（コピー可）

③ 令和9年1月1日時点で船橋市以外に住民登録のある方は、住民登録のある市区町村等の
令和９年度の「課税証明書」または「非課税証明書」（コピー可）

※令和9年度の証明書は令和9年6月中旬頃より交付が始まります。各市町村により交付時期が異なりますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。

2. きょうだい入所による減免

2人以上の児童が同時に入所した場合は、学年が**一番下**の児童（1人目）の児童育成料を基準として、**学年が上の児童が減免**となります。

収入による減免申請のある場合、減免後の金額が基準となります。 1 人目が 2,000 円の場合は、それ以上の減額はありません。2人目と、3人目以降の児童の児童育成料は、下表の通りとなります。

学年が一番下の児童（1人目）の児童育成料（基準額）		2人目		3人目以降	
		通常	ショート	通常	ショート
減免該当なし	10,000 円	6,000 円	4,000 円	2,800 円	2,400 円
所得割1万未満	6,000 円	4,000 円	3,000 円	2,400 円	2,200 円
均等割のみ	4,000 円	3,000 円	2,500 円	2,200 円	2,100 円
非課税の場合　など	2,000 円	2,000 円（1人目と金額は変わりません）			

必要提出書類

・船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書

※学年が一番下の児童**以外**の申請児童分について必要です。
（例）1年生、3年生、5年生の計3人の場合、3年生と5年生のお子様それぞれ申請書が必要です。

3. 生活保護受給者

生活保護を受けている世帯は、減免後の児童育成料はおやつ代相当額2,000円となります。

必要提出書類

① 船橋市放課後ルーム児童育成料減免申請書
② 生活保護証明書

【減免制度の注意事項】

1. 利用希望月の前月末日までに、減免に必要な書類全てを提出してください。減免の決定については、後日、通知いたします。
2. 書類の不備や提出が遅れた場合、書類が全て揃うまでは減免非該当となります。令和9年度中に書類が揃った場合のみ、入所月に遡って減免を判定いたします。
3. 市町村民税額や世帯状況等の変更があった場合は、減免の再判定を行いますのでご連絡ください。再判定をした結果、児童育成料が変更となることがあります。
4. 祖父母と同一世帯の場合は、祖父母についても父母と同様の書類が必要となります。
5. 申請後、不足書類の追加提出は郵送でも受付いたしますが、郵便物が届いているか確認したい方は、電話にてお問合せください。**市からの連絡はいたしかねますのでご注意ください。**
6. アレルギーや疾病等のためおやつが不要な場合、おやつ代相当額（2,000 円）を児童育成料から差し引きます。事前に届出が必要となります。詳しくはお問合せください。
7. 災害・失業等により著しく所得が減少した世帯についても減免に該当する場合があります。詳しくはお問合せください。

【問合せ】　放課後児童支援課　　電話 047-436-2319